

第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務企画提案者等審査委員会設置要領

(設置)

第1条 令和9年度から令和18年度までを計画期間とする第三次佐久市産業振興ビジョン策定に関し、調査、分析、助言、提案等といった策定に係る支援業務（以下「業務」という。）について、その委託契約の相手方となる事業者を選定するため、第三次佐久市産業振興ビジョン策定支援業務企画提案者等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務に係るプロポーザル実施要領の承認に関すること。
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、経済部長をもって充て、副委員長は、商工振興課長をもって充てる。

3 委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 経済部長
- (2) 商工振興課長
- (3) 企画課長
- (4) 農政課長
- (5) 耕地林務課長
- (6) 観光課長
- (7) 農業委員会事務局長

(任期)

第4条 委員の任期は、この要領の施行の日から企画提案の審査終了の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、經濟部商工振興課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月23日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。